

平成 26 年 9 月 22 日

国土交通省横浜国道事務所
所 長 森 勝 彦 殿

横浜市栄区庄戸三丁目町会
会 長 工藤 幸子
道路対策部長 岩倉 正剛

道路予定地の防災土手の破損について（要請）

早速ながら以下に示すように当町会内の国土交通省所管の道路予定地で住民として大変心配する問題が発生しており、貴事務所がこれにどのように対処されるのかお訊ねするとともに住民の不安を取り除くために適切な処置を講ずるよう要請します。

東日本高速道路(株)横浜工事事務所（以下「NEXCO」という。）は住民との話し合いを一方的に打ち切り、本年 8 月 25 日から当地の横環南線道路予定地のボーリング調査を強行しています。その間、住民が強く抗議する中、予定地を囲むフェンスを破って損壊しただけでなく山側予定地内の防災土手を切り崩すという暴挙を行いました。

この土手は山崩れによる大量の土砂と泥水が下方と側方の住宅密集地へ流れ込むのを防ぐために設置されているものであり、住民の生命、財産を守る極めて重要な役目をもつものです。近年の異常気象のため、大島、広島をはじめ、国内至るところで豪雨災害が起きており、当地も例外ではあり得ず、できる限りの対策を講じておく必要があります、当該防災土手はそのために作られたものです。したがってたといこれが万全でなくても住民にとってこの土手の存在は一つの安堵感を与えているものです。このような住民にとって自分たちの生命、財産を守るものとして大事に考えている防災土手を何の躊躇もなく切り崩す NEXCO のやり方は余りにも無謀で私たちは空恐ろしさすら覚えています。

以上は国土交通省所管の道路予定地内の出来事であり、私達はこのことをお報せして貴職が町会員の危惧を取り除くために適切な処置を講ずるよう要請し、併せて以下の 2 点の質問に対して回答下さるようお願いいたします。

1. 土手の切り崩しについて NEXCO から土地所有者である国土交通省に許可願があったかどうか、もしあった場合これを止めなかったのはなぜか、その理由を説明下さい。
2. 防災土手の切り崩しをそのまま放置することは住民の生命、財産への危険を無視することであり、国民の生命、財産を守ることを第一の任務とする国として許されないことです。貴事務所として土手の原状回復について NEXCO にどのような指示をしたかについてお報せ下さい。

以上

C.C. 横浜市
東日本高速道路株式会社